H30.12.19

大阪府受動喫煙防止対策懇話会における意見まとめの概要

１　懇話会の設置目的及び懇話会の進め方　　(P.1)

〇設置目的　法改正を踏まえ関係団体への意見聴取や専門的見地から幅広く意見を聴取

〇開催状況　平成 30 年 9 月 14 日(金)～12 月 11 日（火）　５回開催

２　関係団体等からの意見　　(P.3～)

(1) ヒアリング対象団体からの意見

①大阪府飲食旅館生活衛生組合連合会（飲食旅館関係団体）

受動喫煙防止の取り組みには協力　　上乗せ条例より改正法普及を優先すべき
喫煙是非は経営者判断とすべき　　小規模店舗への設備投資支援が必要
屋外喫煙所整備は行政の課題

②一般社団法人大阪外食産業協会（外食産業関係団体）

受動喫煙防止の取組みは異論ない　　従業員雇用には影響はさほどない
禁煙化による経営影響を懸念　　小規模店舗への配慮が必要

③関西たばこ商業協同組合連合会（たばこ事業関係団体）

受動喫煙防止の取り組みは異論ない　国規制を上回る府独自規制は反対
十分な経済的支援が必要　　喫煙是非は経営者判断とすべき
加熱式たばこは法どおりの扱いを

④日本たばこ産業株式会社（たばこ製造事業者）

受動喫煙防止の取り組みには協力　　独自規制の条例策定は性急
まず法趣旨の周知・徹底が重要　　事業者の実態を把握し影響を見定めるべき
加熱式たばこは法どおりの扱いを

⑤一般社団法人大阪府病院協会、一般社団法人大阪府私立病院協会（病院関係団体）

厳しい規制は歓迎できる　　病院機能評価でも取組みが必須
病院機能や患者状況から敷地内喫煙所設置の必要性も理解

⑥一般社団法人全国旅行業協会大阪府支部（旅行・観光関係団体）

訪日外国人は国内喫煙ルールに困惑　喫煙可否の表示と喫煙ルールの統一を

⑦公益財団法人阪喉会（患者団体）

禁煙は医療費の減少につながる　　法規制で喫煙対策が進むよう望む

⑧なにわの消費者団体連絡会（消費者団体）

子どもの受動喫煙防止対策が重要　　家庭内にも踏み込み“親の責務”の記載を

⑨一般社団法人大阪府医師会（医療関係団体）

法規制は不十分、さらなる厳しい規制を
ホスピスや精神科病院など一部除外についての検討も必要

(2) 関係団体等からの書面による意見　　10 団体から回答

(3) 府内私立学校における禁煙化の実施状況及び書面による意見　　170 校から回答

(4) 保健所による飲食店に対するヒアリングでの意見　　610 店から聞取り

３　条例検討にあたっての懇話会における委員意見（P.14～）

①条例の対象範囲　　意見一致

・府域全体を対象とすべき
・政令中核市の８割強の飲食店が対象外となると効果が乏しい

②府独自の受動喫煙防止対策の是非　　賛否併記

・万博開催決定を踏まえ、府として先取りした受動喫煙防止対策が必要
・法規制よりも一層進んだ受動喫煙防止対策とするべき
・事業者の経営への懸念があり、法基準を上回る対策は行うべきではない
・まずは法の周知徹底を優先すべき
・独自規制とする場合は、影響を受ける事業者等への支援策がセット
・飲食店への規制ではなく子どもの受動喫煙防止の観点で独自の取組みを

③府独自の受動喫煙防止対策の内容　　賛否併記

・法で経過措置となる飲食店割合（約 55%）を基本に府の実態を踏まえた検討を
・独自規制内容は飲食店の事業継続に配慮した支援策の内容を踏まえた検討が必要
・飲食店の事業継続だけでなく公共喫煙場所設置などの支援策の検討も必要
・経過措置となる飲食店の面積基準を小さくすれば、国よりも進んだ対策となる
・面積基準の上乗せ規制は、基準内外の飲食店の不公平感を生み出す可能性がある
・面積基準は、狭い空間での受動喫煙が懸念され健康影響がさらに大きくなる
・従業員有無のみを要件とする場合でも、面積要件以上の効果が見込まれる
・従業員有無は、確認の面で実効性確保が難しいが公的書類での事後確認は可能

④加熱式たばこの取り扱い　　賛否併記

・加熱式たばこの健康影響は、エビデンスが明確に確立されていない
・医学的データが乏しい中では、府独自の対策を行うべきではない
・健康影響がないという検証が不十分。予防の観点から法を上回る対策を行うべき
・発がん性以外にも動脈硬化や血栓形成、心筋梗塞など他の健康影響も留意すべき
・現時点では法に基づく基準や施設区分などが示されておらず具体的議論は難しい

⑤敷地内禁煙施設等での屋外喫煙場所の設置の是非　　意見概ね一致

・敷地内全面禁煙とする施設と屋外喫煙所を認める施設とに区分すべき
・子どもや妊婦、健康に問題がある方等が利用する施設は敷地内全面禁煙とすべき
・一部病院や介護施設など日常生活に近い施設は喫煙場所の設置は認めてもよい
・運用にあたり施設種別の線引きが難しいというデメリットにも留意すべき

⑥罰則の設定および指導・監視体制　　意見概ね一致

・実効性の確保の観点から過度とならないよう罰則（過料）を設定してもよい
・指導監視体制についても実効性の確保の観点から検討が必要
・罰則規定は事業者等への支援策と併せて検討すべき